

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

▲専用サービス契約約款（平成11年経企第27号）

実施 平成11年7月1日

第1章～第3章 （略）

第4章 契約

第1節～第10節 （略）

第11節 その他の専用サービス

第1款 映像伝送サービスに係る契約

第66条～第67条の3 （略）

（専用申込の方法）

第67条の4 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

(1)～(2) （略）

(3) 専用回線の終端の場所 （他社接続回線と相互に接続する場をを除きます。）

(4) （略）

第67条の5～第68条 （略）

（最低利用期間）

第69条 （略）

2 （略）

3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、分岐回線の廃止、料金表第1表に定める通信の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（専用回線の分岐）

第70条 専用契約者は、専用サービスの品目ごとに料金表第1表（料金）に定めるところにより、その専用回線の分岐の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第67条の5（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

▲専用サービス契約約款（平成11年経企第27号）

実施 平成11年7月1日

第1章～第3章 （略）

第4章 契約

第1節～第10節 （略）

第11節 その他の専用サービス

第1款 映像伝送サービスに係る契約

第66条～第67条の3 （略）

（専用申込の方法）

第67条の4 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

(1)～(2) （略）

(3) 専用回線の終端の場所

(4) （略）

第67条の5～第68条 （略）

（最低利用期間）

第69条 （略）

2 （略）

3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除又は料金表第1表に定める通信の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

第70条 削除

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

(専用回線の移転)

第70条の2 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。
ただし、相互接続点の部分及び映像接続点の部分については、この限りではありません。
 2 当社は、前項の請求があったときは、第67条の5（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
 3 専用契約者は、専用回線の終端の場所について変更の申込みを行うとき、その内容について契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出ていただきます。
 4 前項の届出により、終端の場所を変更する必要があるときは、当社はその専用回線を移転します。
ただし、第67条の5（専用申込の承諾）第2項各号のいずれか又は第3項に該当する場合は、この限りではありません。

第70条の2の2 （略）

(その他の提供条件)

第71条 契約の単位、共同専用契約、専用契約者数の変更、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行う専用契約の解除、当社が行う専用契約の解除及び他社接続回線に係る契約解除等に伴う専用契約の扱いに関する取扱いについては、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。

2～3 （略）

第2款～第3款 （略）

第5章～第8章 （略）

第9章 料金等

第1節 （略）

第2節 料金等の支払義務

(専用料の支払義務)

第97条 （略）

2 前項の期間において、専用回線等の利用の一時中断等により専用サービスを利用することができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。

(1) （略）

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区	別	支払いを要しない料金
---	---	------------

第70条の2 削除

第70条の2の2 （略）

(その他の提供条件)

第71条 契約の単位、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除に関する取扱いについては、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。

2～3 （略）

第2款～第3款 （略）

第5章～第8章 （略）

第9章 料金等

第1節 （略）

第2節 料金等の支払義務

(専用料の支払義務)

第97条 （略）

2 前項の期間において、専用回線等の利用の一時中断等により専用サービスを利用することができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。

(1) （略）

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区	別	支払いを要しない料金
---	---	------------

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

1 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合又は映像伝送サービスであって、料金表第1表（料金）に規定する第5種映像伝送サービスについては、料金表第1表（料金）に規定する1のチャンネルが全く利用できない状態を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄若しくは3欄に該当する場合又は衛星専用サービスについては、太陽雑音、激しい降雨、電波干渉その他当社が管理できない事情により生じた場合を除きます。また、映像伝送サービスであって、料金表第1表（料金）に規定する第5種映像伝送サービスについては、その専用回線と映像接続点にて接続し、その専用回線向けに映像を流している専用回線区間で生じた場合を含みます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間（通信又は保守の態様による細目について料金表第1表に別段の定めがある場合はその定める時間とします。）以上その状態が連続したとき。

(略)

2～3 (略)

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金

(略)

3～6 (略)

1 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合又は映像伝送サービスであって、料金表第1表（料金）に規定する第4種映像伝送サービス及び第5種映像伝送サービスについては、料金表第1表（料金）に規定する1のチャンネルが全く利用できない状態を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄若しくは3欄に該当する場合又は衛星専用サービスについては、太陽雑音、激しい降雨、電波干渉その他当社が管理できない事情により生じた場合を除きます。また、映像伝送サービスであって、料金表第1表（料金）に規定する第5種映像伝送サービスについては、その専用回線と映像接続点にて接続し、その専用回線向けに映像を流している専用回線区間で生じた場合を含みます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間（通信又は保守の態様による細目について料金表第1表に別段の定めがある場合はその定める時間とします。）以上その状態が連続したとき。

(略)

2～3 (略)

(略)

(略)

3～6 (略)

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

7 当社が別に定める他社接続回線と相互に接続する専用回線の専用料の支払義務については、前6項の規定にかかわらず、第5節（専用回線に関する料金等のその他の取扱い）に規定するところによります。

（注）本条第7項に規定する当社が別に定める他社接続回線は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話 [又はオフトーク通信サービス](#)の契約回線とします。

第98条～第100条 （略）

第3節～第4節 （略）

第5節 専用回線に関する料金等のその他の取扱い
（専用回線に関する料金等のその他の取扱い）

第105条 当社が別に定める他社接続回線と相互に接続する専用回線の専用料は、その専用回線とその他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

この場合において、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

（注）本条に規定する当社が別に定める他社接続回線は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話 [又はオフトーク通信サービス](#)の契約者回線とします。

第105条の2 （略）

第6節 （略）

第10章～第11章 （略）

第12章 雑則

第111条～第116条 （略）

（専用契約者の氏名等の通知）

第117条 当社は、協定事業者等（協定事業者及び外国の電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）から請求があったときは、専用契約者（その協定事業者等と専用サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者 [若しくは外国側専用契約者との間で通信を行う者](#)に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者等に通知することがあります。

第118条～第119条 （略）

（協定事業者等による専用サービスに関する料金等の回収代行）

第120条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその専用契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者等から専用契約者 [（外国側専用契約者を含みます。）](#)に請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1)～(3) （略）

7 当社が別に定める他社接続回線と相互に接続する専用回線の専用料の支払義務については、前6項の規定にかかわらず、第5節（専用回線に関する料金等のその他の取扱い）に規定するところによります。

（注）本条第7項に規定する当社が別に定める他社接続回線は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話の契約回線とします。

第98条～第100条 （略）

第3節～第4節 （略）

第5節 専用回線に関する料金等のその他の取扱い
（専用回線に関する料金等のその他の取扱い）

第105条 当社が別に定める他社接続回線と相互に接続する専用回線の専用料は、その専用回線とその他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

この場合において、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

（注）本条に規定する当社が別に定める他社接続回線は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話の契約者回線とします。

第105条の2 （略）

第6節 （略）

第10章～第11章 （略）

第12章 雑則

第111条～第116条 （略）

（専用契約者の氏名等の通知）

第117条 当社は、協定事業者等（協定事業者及び外国の電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）から請求があったときは、専用契約者（その協定事業者等と専用サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者等に通知することがあります。

第118条～第119条 （略）

（協定事業者等による専用サービスに関する料金等の回収代行）

第120条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその専用契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者等から専用契約者に請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1)～(3) （略）

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

2 (略)
第121条～第122条の6 (略)
第13章 (略)

別記

1～12の2 (略)

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1～3 (略)	(略)
<u>4 委託放送事業者</u>	放送法(昭和25年法律第132号)の規定により委託放送業務の認定を受けた者
<u>5 有線テレビジョン放送事業者</u>	有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)の規定により有線テレビジョン放送業務の許可を受けた者

14 (略)

料金表

通則

(他社接続回線と接続して提供する専用回線に係る専用料の設定)

1 他社接続回線(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話又はオフトーク通信サービスに係る契約者回線を除きます。以下この料金表において同じとします。)と接続して提供する専用回線に係る専用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

2～12 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類～第10類 (略)

第11類 その他の専用サービスに関する専用料

第11類-1 映像伝送サービスに関する専用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 種類に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。
種 類	内 容

2 (略)
第121条～第122条の6 (略)
第13章 (略)

別記

1～12の2 (略)

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1～3 (略)	(略)

14 (略)

料金表

通則

(他社接続回線と接続して提供する専用回線に係る専用料の設定)

1 他社接続回線(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話に係る契約者回線を除きます。以下この料金表において同じとします。)と接続して提供する専用回線に係る専用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

2～12 (略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1類～第10類 (略)

第11類 その他の専用サービスに関する専用料

第11類-1 映像伝送サービスに関する専用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 種類に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。
種 類	内 容

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

第4種映像 伝送サービ ス	専らテレビジョンのカラーの映像及び映像に付随する音響を伝送するため、270Mbit/sから1.5Gbit/sまでの符号、及び450MHzから750MHzまでの周波数帯域により伝送することが可能な専用サービスであって第5種映像伝送サービスでないもの
第5種映像 伝送サービ ス	専らテレビジョンのカラーの映像及び映像に付随する音響を伝送するため、2以上の専用回線相互を映像接続点にて接続することで、270Mbit/sから1.5Gbit/sまでの符号により伝送することが可能な専用サービス
第6種映像 伝送サービ ス	(略)
備考	
<p>1 第4種映像伝送サービス及び第6種映像伝送サービスに係る専用回線は、<u>終端（他社接続回線に係る終端を除きます。）</u>相互間において提供します。</p> <p>2 第5種映像伝送サービスに係る専用回線は、映像接続点と専用回線の終端（<u>他社接続回線に係る終端を除きます。）</u>相互間において提供します。</p> <p>3 第4種映像伝送サービスは、<u>放送事業者及び委託放送事業者等に限り提供します。</u></p> <p>4 (略)</p>	

第4種映像 伝送サービ ス	専らテレビジョンのカラーの映像及び映像に付随する音響を伝送するため、 <u>1のチャンネルあたり</u> 270Mbit/sから12Gbit/sまでの符号、及び450MHzから750MHzまでの周波数帯域により伝送することが可能な専用サービスであって第5種映像伝送サービスでないもの
第5種映像 伝送サービ ス	専らテレビジョンのカラーの映像及び映像に付随する音響を伝送するため、2以上の専用回線相互を映像接続点にて接続することで、 <u>1のチャンネルあたり</u> 270Mbit/sから12Gbit/sまでの符号により伝送することが可能な専用サービス
第6種映像 伝送サービ ス	(略)
備考	
<p>1 第4種映像伝送サービス及び第6種映像伝送サービスに係る専用回線は、<u>終端相互間</u>において提供します。</p> <p>2 第5種映像伝送サービスに係る専用回線は、映像接続点と専用回線の終端相互間において提供します。</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4 (略)</p>	

(2) 細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。

ア 通信の態様による細目

(ア) 利用する回線による区別

区 分	内 容
-----	-----

(2) 細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。

ア 通信の態様による細目

(ア) 利用する回線による区別

区 分	内 容
-----	-----

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの
-----------	-------------------------------

端末回線のみによるもの	(略)
-------------	-----

備考

1 利用する回線の区別は、第4種映像伝送サービスにあります。

2 第4種映像伝送サービスは、端末回線のみによるものに限り提供します。

(イ) チャンネルに係るインタフェースの区別

区別	内容
DVB-ASIのもの	1 <u>チャンネル</u> あたりの符号伝送速度が270Mbit/s用のものであってSD-SDIでないもの
SD-SDIのもの	1 <u>チャンネル</u> あたりの符号伝送速度が270Mbit/s用のもの
HD-SDIのもの	1 <u>チャンネル</u> あたりの符号伝送速度が1.5Gbit/s用のもの

備考 (略)

(ウ) (略)

(3) 中継回線によるものの回線距離の測定

回線距離は、次のとおり測定します。
ア 中継回線の部分

区分	回線距離の測定方法
(ア) <u>その中継回線を分岐していない場合</u>	<u>その中継回線の双方の終端に係る端局が所属する単位料金区域内の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画の番号に基づいて、次の算式により測定します。</u>

端末回線のみによるもの	(略)
-------------	-----

備考 利用する回線の区別は、第4種映像伝送サービスにあります。

(イ) チャンネルに係るインタフェースの区別

区別	内容
DVB-ASIのもの	1 <u>チャンネル</u> あたりの符号伝送速度が270Mbit/s用のものであってSD-SDIでないもの
SD-SDIのもの	1 <u>チャンネル</u> あたりの符号伝送速度が270Mbit/s用のもの
HD-SDIのもの	1 <u>チャンネル</u> あたりの符号伝送速度が1.5Gbit/s用のもの
<u>Quad-Link 3G-SDIのもの</u>	<u>1チャンネルあたりの符号伝送速度が12Gbit/s用のもの</u>

備考 (略)

(ウ) (略)

(3) 削除

削除

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

$$\sqrt{\left(\frac{\begin{array}{l} \text{縦軸の方} \\ \text{形区画番} \times 2 \\ \text{号の数差} \end{array}}{2}\right)^2 + \left(\frac{\begin{array}{l} \text{横軸の方} \\ \text{形区画番} \times 2 \\ \text{号の数差} \end{array}}{2}\right)^2} = \text{回線距離}$$

(イ) その中 継回線を分 岐している 場合	その分岐か所に係る端局が所属する単位料金区域内の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画経由のその中継回線の双方の終端に係る端局が所属する単位料金区域内の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画の番号に基づいて、上欄の算式と同様の算式により算出して得た回線距離（それぞれの回線距離について算出して得た結果に1 km 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。
---------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 端末回線の部分

区 分	回線距離の測定方法
(ア) その端 末回線が直 接端局に収 容されてい る場合	端局とその端末回線の終端との間の直線距離により測定します。

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

(イ) その端末回線が専用サービス取扱所を経由して端局に收容されている場合	端局と收容取扱所(その端末回線のそれぞれの終端を直接收容する専用サービス取扱所をいいます。以下同じとします。)相互間(收容取扱所以外の専用サービス取扱所を経由する場合は、その専用サービス取扱所経由)の直線距離と、その收容取扱所とその端末回線の各終端との間の直線距離の合計により測定します。
---------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 分岐回線の部分

区 分	回線距離の測定方法
(ア) 分岐回線たる中継回線の部分	アの回線距離の測定方法と同一の方法により測定します。ただし、その分岐回線が同一の単位料金区域内に終始する場合は、その分岐力所と分岐回線の終端相互間の直線距離により測定します。
(イ) 分岐回線たる端末回線の部分	イの回線距離の測定方法と同一の方法により測定します。

(4) 端末回線のみによるものの回線距離の測定

その收容取扱所とその端末回線の各終端(他社接続回線の終端を除きます。)との間の直線距離の合計により測定します。

(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 映像伝送サービスには、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する異経路によるものを除いて最低利用期間があります。

イ (略)

ウ 専用契約者は、最低利用期間内に、端末回線の一部若しくは分岐回線の廃止又は専用回線の移転があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間(変更等のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。)を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

(4) 端末回線のみによるものの回線距離の測定

その收容取扱所とその端末回線の各終端との間の直線距離の合計により測定します。

(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 削除

イ (略)

ウ 専用契約者は、最低利用期間内に、端末回線の一部の廃止があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間(変更等のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。)を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

エ ウの場合に、端末回線の一部若しくは分岐回線の廃止と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用回線の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料を合算して行います。

エ ウの場合に、端末回線の一部の廃止と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用回線の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料を合算して行います。

(6) (略)

(略)

(6) (略)

(略)

2 料金額

2-1～2-2 (略)

2-3 第4種映像伝送サービスに関するもの

2-3-1 基本額 (略)

2-3-2 加算額

(1) (略)

(2) 当社が提供する宅内機器を利用しているとき

2 料金額

2-1～2-2 (略)

2-3 第4種映像伝送サービスに関するもの

2-3-1 基本額 (略)

2-3-2 加算額

(1) (略)

(2) 当社が提供する宅内機器を利用しているとき

機械専用料

月額

料	金	種	別	単	位	料	金	額
回線 接続 装置	送 信 用	基 本 額	使 用 す る 波 長 数	2チャンネルまでのもの	1台ごとに	70,000円 (77,000円)		
				4チャンネルまでのもの	1台ごとに	130,000円 (143,000円)		
				6チャンネルまでのもの	1台ごとに	190,000円 (209,000円)		
				8チャンネルまでのもの	1台ごとに	250,000円 (275,000円)		
				16チャンネルまでのもの	1台ごとに	370,000円 (407,000円)		
		加 算 額		1チャンネルあたりの符号 伝送速度が 270Mbit/s 用の もの	1チャンネル ごとに	35,000円 (38,500円)		
				1チャンネルあたりの符号 伝送速度が 1.5Gbit/s 用の もの	1チャンネル ごとに	70,000円 (77,000円)		

機械専用料

月額

料	金	種	別	単	位	料	金	額
回線 接続 装置	送 信 用	基 本 額	使 用 す る 波 長 数	2チャンネルまでのもの	1台ごとに	70,000円 (77,000円)		
				4チャンネルまでのもの	1台ごとに	130,000円 (143,000円)		
				6チャンネルまでのもの	1台ごとに	190,000円 (209,000円)		
				8チャンネルまでのもの	1台ごとに	250,000円 (275,000円)		
				16チャンネルまでのもの	1台ごとに	370,000円 (407,000円)		
		加 算 額		1チャンネルあたりの符号伝 送速度が 270Mbit/s 用のも の	1チャネルご とに	35,000円 (38,500円)		
				1チャンネルあたりの符号伝 送速度が 1.5Gbit/s 用のも の	1チャネルご とに	70,000円 (77,000円)		

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

1 チャンネル あたりの周波数帯域が 450MHz から 750MHz 用のもの	1 チャンネル ごとに	200,000 円 (220,000 円)
2 チャンネル あたりの符号伝送速度が 1 Gbit/s 用のもの	2 チャンネル ごとに	150,000 円 (165,000 円)

1 チャンネル あたりの周波数帯域が 450MHz から 750MHz 用のもの	1 チャンネル ごとに	200,000 円 (220,000 円)
2 チャンネル あたりの符号伝送速度が 1 Gbit/s 用のもの	2 チャンネル ごとに	150,000 円 (165,000 円)
1 チャンネル あたりの符号伝送速度が 12Gbit/s 用のもの	1 チャンネル ごとに	105,000 円 (115,500 円)

受信用	基本額	使用する波長数	2 チャンネル までのもの	1 台ごとに	60,000 円 (66,000 円)
			4 チャンネル までのもの	1 台ごとに	110,000 円 (121,000 円)
			6 チャンネル までのもの	1 台ごとに	160,000 円 (176,000 円)
			8 チャンネル までのもの	1 台ごとに	210,000 円 (231,000 円)
			16 チャンネル までのもの	1 台ごとに	310,000 円 (341,000 円)
加算額			1 チャンネル あたりの符号伝送速度が 270Mbit/s 用のもの	1 チャンネル ごとに	30,000 円 (33,000 円)
			1 チャンネル あたりの符号伝送速度が 1.5Gbit/s 用のもの	1 チャンネル ごとに	60,000 円 (66,000 円)
			1 チャンネル あたりの周波数帯域が 450MHz から 750MHz 用のもの	1 チャンネル ごとに	90,000 円 (99,000 円)
			2 チャンネル あたりの符号伝送速度が 1 Gbit/s 用のもの	2 チャンネル ごとに	130,000 円 (143,000 円)

受信用	基本額	使用する波長数	2 チャンネル までのもの	1 台ごとに	60,000 円 (66,000 円)
			4 チャンネル までのもの	1 台ごとに	110,000 円 (121,000 円)
			6 チャンネル までのもの	1 台ごとに	160,000 円 (176,000 円)
			8 チャンネル までのもの	1 台ごとに	210,000 円 (231,000 円)
			16 チャンネル までのもの	1 台ごとに	310,000 円 (341,000 円)
加算額			1 チャンネル あたりの符号伝送速度が 270Mbit/s 用のもの	1 チャンネル ごとに	30,000 円 (33,000 円)
			1 チャンネル あたりの符号伝送速度が 1.5Gbit/s 用のもの	1 チャンネル ごとに	60,000 円 (66,000 円)
			1 チャンネル あたりの周波数帯域が 450MHz から 750MHz 用のもの	1 チャンネル ごとに	90,000 円 (99,000 円)
			2 チャンネル あたりの符号伝送速度が 1 Gbit/s 用のもの	2 チャンネル ごとに	130,000 円 (143,000 円)

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

備考

- 1 1の回線接続装置につき使用可能なチャンネル数は合計 16 チャンネルまでとします。1チャンネルあたりの符号伝送速度は、270Mbit/s、1Gbit/s または、1.5Gbit/s とし、1チャンネルあたりの周波数帯域は 450MHz から 750MHz とします。
- 2 符号伝送速度が 1Gbit/s 用のものについては、双方向通信を行うため 2チャンネルごとに使用するものとします。
- 3 当社は、1の回線接続装置について複数のチャンネルを使用する場合における使用可能なチャンネルに係る符号伝送速度及び周波数帯域の組合せについては、第4種映像伝送サービスを申込み者又は第4種映像伝送サービスに係る専用契約者に開示します。

2-4 第5種映像伝送サービスに関するもの

2-4-1 基本額

2-4-1-1 基本料

(1) その専用回線が映像接続点と専用回線の終端相互間での提供となる場合

基本回線専用料 (略)

2-4-1-2 加算料 (略)

2-4-2 加算額

回線終端装置専用料

月額

料金種別		単 位	料 金 額
回線終端装置	DVB-ASIのもの	1チャンネルごとに	45,000円 (49,500円)
	SD-SDIのもの	1チャンネルごとに	45,000円 (49,500円)
	HD-SDIのもの	1チャンネルごとに	80,000円 (88,000円)

2-5 (略)

第11類-2～第11類-3 (略)

第12類 (略)

1チャンネルあたりの符号伝送速度が 12Gbit/s 用のもの

1チャンネルごとに

90,000円
(99,000円)

備考

- 1 1の回線接続装置につき使用可能なチャンネル数は合計 16 チャンネルまでとします。1チャンネルあたりの符号伝送速度は、270Mbit/s、1Gbit/s、1.5Gbit/s または 12Gbit/s とし、1チャンネルあたりの周波数帯域は 450MHz から 750MHz とします。
- 2 符号伝送速度が 1Gbit/s 用のものについては、双方向通信を行うため 2チャンネルごとに使用するものとします。
- 3 当社は、1の回線接続装置について複数のチャンネルを使用する場合における使用可能なチャンネルに係る符号伝送速度及び周波数帯域の組合せについては、第4種映像伝送サービスを申込み者又は第4種映像伝送サービスに係る専用契約者に開示します。

2-4 第5種映像伝送サービスに関するもの

2-4-1 基本額

2-4-1-1 基本料

基本回線専用料 (略)

2-4-1-2 加算料 (略)

2-4-2 加算額

回線終端装置専用料

月額

料金種別		単 位	料 金 額
回線終端装置	DVB-ASIのもの	1チャンネルごとに	(略)
	SD-SDIのもの	1チャンネルごとに	(略)
	HD-SDIのもの	1チャンネルごとに	(略)
	Quad-Link 3 G-SDIのもの	1チャンネルごとに	120,000円 (132,000円)

2-5 (略)

第11類-2～第11類-3 (略)

第12類 (略)

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

第2表～第3表 (略)
 料金表別表
 削除
 別表 (略)
 基本的な技術的事項 (略)

第2表～第3表 (略)
 料金表別表
 削除
 別表 (略)
 基本的な技術的事項 (略)

附 則 (令和3年12月23日D P Sサ第00863320号)
この改正規定は、令和3年12月27日から実施します。
ただし、この改正規定中、第70条の2 (専用回線の移転) の規定の改正は、令和4年1月27日から実施します。